

都道府県・ 政令指定都市名	38 愛媛県
------------------	--------

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 5 人、兼任 2 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	愛媛県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成12年4月1日 根拠: 愛媛県男女共同参画推進本部規程
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	愛媛県男女共同参画会議
設 置 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 員 員	10 人 (女性 7 人、男性 3 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月
名 称	第2次愛媛県男女共同参画計画 中間改定
改定・見直しの予定時期	平成33年4月1日 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	愛媛県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成14年3月26日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	平成16年12月24日
	改 正 内 容	第4条第2項、第10条第1項、第19条第2項中「市町村」を「市町」に改めた。
改定が予定されている場合、改定予定時期: 平成 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:	
目 標 値	平成	32 年度まで	45 %	平成	年度まで	%	
根 拠	第2次愛媛県男女共同参画計画(中間改定)平成28年度策定						
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、条例、要綱等により設置されている審議会・委員会(地方自治法第180条の5に基づくもの、行政機関又は団体相互の連絡調整を目的としたもの、特定の地域で設置されているもの、不定期の開催で活動が停止されているものを除く)						
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(147)	うち女性委員を含む審議会等数(140)	延総委員等数(1,455)	延女性委員等数(596)	女性比率(41.0)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(76)	うち女性委員を含む審議会等数(74)	延総委員等数(1,227)	延女性委員等数(432)	女性比率(35.2)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(36)	うち女性委員を含む審議会等数(35)	延総委員等数(719)	延女性委員等数(221)	女性比率(30.7)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(8)	延総委員等数(66)	延女性委員等数(15)	女性比率(22.7)
目標値以外の目標設定							
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有		1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	280 人	(平成 30 年 4 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 1 委員の公募(1. 有 2. 無) 1 その他 (目標を達成していない審議会等について、事前協議を実施している。)					

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
管理職総数	(人)	女性管理職の内訳											
	(A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部長相当職	次長相当職	課長相当職							
	(B)=(D+F+H)	(%)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率	
本庁	計	191	10	5.2	13	1	7.7	33	2	6.1	145	7	4.8
	うち一般行政職	153	10	6.5	13	1	7.7	31	2	6.5	109	7	6.4
支庁・地方事務所等	計	253	19	7.5	7	0	0.0	56	4	7.1	190	15	7.9
	うち一般行政職	156	5	3.2	5	0	0.0	28	1	3.6	123	4	3.3
全体	計	444	29	6.5	20	1	5.0	89	6	6.7	335	22	6.6
	うち一般行政職	309	15	4.9	18	1	5.6	59	3	5.1	232	11	4.7
再掲	警察関係	50	1	2.0	0	0	0.0	0	0	0.0	50	1	2.0
	教育委員会	25	1	4.0	1	0	0.0	1	0	0.0	23	1	4.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for investigation period (1:平成30年4月1日, 3:その他) and rows for positions (課長補佐相当職, 係長相当職) and locations (本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲).

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of newly promoted staff by position and location, including columns for課長補佐相当職 and 係長相当職.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table detailing promotion considerations such as 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, and 其他.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of applicants for promotion and grade advancement exams, including columns for 全受験者数, 女性受験者数, and 女性受験率.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the hiring status of female public employees, including columns for 総数, うち女性数, and 女性比率.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details for the '愛媛県男女共同参画センター', including name, date, location, management, staff count, and main activities.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定

Table with 2 columns: Question items (1-5) and Answer (○). Items include public works bidding, procurement bidding, and general evaluation methods.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Question items (1-13), 問14-1, 問14-2, 問14-3, 問14-4. Items include gender equality laws, childcare support, and workplace measures.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 3 columns: Question items (1-12), 企業の登録・認定・認証制度, 企業の表彰制度. Items include gender equality laws, childcare support, and workplace measures.

Table with 2 columns: Name of registration/certification system, and Name of award system. Both point to 'えひめ子育て応援企業認証制度' and 'えひめ子育て応援リーダー企業コンテスト'.

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: Question items (1, 2) and Answer (1). Item 1: 'ある' (Yes), Item 2: '現在はないが、今後検討する' (No, but under consideration).

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 2 columns: Question items (17, 問17-1) and Answer (1, 2). Item 17: '住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表'. Item 17-1: '公表周期' (1: 定期, 2: 不定期).

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画社会づくり推進県民大会 ・ DV防止啓発資料作成事業	男女共同参画社会の実現に向けた県民総ぐるみの運動を推進するため、県民の一層の意識開発や実践活動の促進を図ることを目的として基調講演及び対談を実施する。 DV防止啓発用パンフレットを作成し、関係機関を通じて一般向けに配布するほか、研修会で活用する。	約700名	H30.6月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ 市町男女共同参画学習支援事業 ・ DVIに関する研修会への講師派遣事業 ・ 若い世代に対するDV未然防止講座開催事業 ・ 中学校・高校教職員に対するDV未然防止教育研修事業	市町等が実施する男女共同参画に関する、住民又は職員向け学習会等について、県内有識アドバイザーを講師として派遣する。 DVを発見する可能性の高い医療・救急・福祉関係者や、地域・職場における一般県民(民生児童委員等)を対象とした研修会への講師の派遣を行う。 県内大学・短期大学等の学生、高校生等に対して、講演やDVを題材とした寸劇、意見交換などを行い、DVIに対する意識啓発を行う。 県内の中学校・高校等の教職員に対して、DVIに関する基礎知識や教育のねらい、指導の留意点等について研修を行う。	計11市町	随時 随時 随時 随時
4. 相談事業 ・ 性暴力被害者支援センター設置事業	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する相談窓口機能を持ち、必要に応じて、医療機関等への同行支援や弁護士・臨床心理士による専門相談など、適切な支援が可能なワンストップ支援センターを設置する。		H30.9月 設置
5. 情報収集・提供 ・ 県審議会等委員公募実施事業 ・ 年次報告書の作成	庁内の公募制度導入審議会等の公募委員を取りまとめ、チラシやHPを活用し、広報する。 年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を県民に公表する。		
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画推進委員	・ 申出窓口は愛媛県男女共同参画センターに置き、窓口業務を(公財)えひめ女性財団に委託・申出や処理の状況を公表するとともに、制度の周知を図るため、推進委員制度利用案内を年1回発行	3名	随時
7. 交流促進 ・ ひめボス交流会	関連事業の成果発表の場として、他社での事例活用を促進するとともに交流の輪を広げ、企業間の情報共有を図る。		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ひめボスブラッシュアップ事業 ・ ひめボスマンター制度推進モデル ・ ひめボス宣言事業所推進事業	意欲あるひめボス事業所に対してコンサルティングを実施することで成功モデルを推進し、終了後も自走できるような組織づくりに取り組む。 ひめボス宣言事業所を一つの大企業と見立て本来の組織・業種の枠を超えたオリジナルなメンター制度を立ち上げ、メンターとメンティのマッチングを行い、双方の人材育成を図る。 専任のひめボス推進アドバイザーを設置し、事業所訪問による宣言事業所の拡大・深化を図り、具体的な取り組みを促進する。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 未来のひめボス育成事業 ・ 市町男女共同参画担当者会議 ・ 男女共同参画推進地域ミーティング事業	地元大学と連携して共催セミナーを開催し、未来のひめボスを育成する。 会議を通じて県と市町の連携を強化し、地域の特性に応じた施策の効果的な実施を図る。 地域のリーダーが一堂に会し、男女共同参画社会づくりに向けた地域課題の検証や解決策の見出し、実践を行う。	約50名	H30.5月 H30.11～ 12月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	愛媛県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	2		
育児	2		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他	3		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	愛媛県議会会議規則第86条第1項		
条文本文 (出席及び退席届) 第86条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故により議会に出席できないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		2
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 1

1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	平成26年12月1日	~	平成30年11月30日
副知事				2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	61	5	8.2	
	都道府県防災会議(委員のみ)	60	5	8.3	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	18	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	7	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	23	1	4.3	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	4	80.0	
	2 国土利用計画地方審議会	10	5	50.0	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	21	0	0.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	16	7	43.8	
	7 精神医療審査会	30	12	40.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審査会	20	6	30.0	
	10 准看護師試験委員会	9	5	55.6	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	28	11	39.3	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	7	46.7	
	14 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	10	4	40.0	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	6	3	50.0	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県都市計画審議会	17	3	17.6	
	21 開発審査会	7	3	42.9	
	22 私立学校審議会	12	5	41.7	
	23 石油コンビナート等防災本部	45	1	2.2	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	20	7	35.0	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	15	7	46.7	
	30 介護保険審査会	18	7	38.9	
	31 都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
	32 感染症の診査に関する協議会	35	12	34.3	
	33 警察署協議会	147	62	42.2	
	34 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	36 国民保護協議会	52	7	13.5	
	37 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	愛媛県公立大学法人評価委員会
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	8	4	50.0	
	43 留置施設視察委員会	4	2	50.0	
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	21	1	4.8	愛媛県メディカルコントロール協議会
	45 指定難病審査会	22	4	18.2	
	46 小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0	
	47 行政不服審査会	5	2	40.0	
×	48 国民健康保険運営協議会				
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合計	719	221	30.7	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
	合 計	66	15	22.7	
	女性委員0の委員会数	1			